

経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を貸与することで
県央医療圏の看護職員の人材確保、地域医療の充実を目的とした制度です。

三条市諸橋轍次博士奨学金

看護職員 奨学金

地域医療充実

返還免除
制度あり

県奨学金
との併用
OK

貸与型
(無利子)の
奨学金

採用数
10名程度

令和6年
受付期間 4/1(月)~5/24(金)
※郵送の場合、5月24日(金)までの消印有効
貸与額 年額60万円以内

※毎年度、前期と後期の2回に分けて口座に振り込みます。

申請資格等は裏面参照

貸与期間

当該年度の4月分からその者が在学する看護学校等の正規の
修業期間が終了するまで(5年を超える場合は5年)

三条市では、教育に尽力された諸橋轍次博士の意志を継ぎ、諸橋轍次博士奨学金を実施することで、
教育の機会均等を図るとともに、次代を担う人材を育成しています。

三条市 福祉保健部 健康づくり課 健診係

☎ 0256-34-5443 (直通)

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号 【受付時間】 平日 8:30 ~ 17:30

詳細はこちら



1 申請資格

次の全ての要件を満たし、看護学校等の学校長等の推薦を受けた方

- (1) 保護者等が1年以上前から本市に住民登録していること又は本人が本市に住民登録していること。
- (2) 看護学校等に在学し、学業成績が優秀であること。
※令和6年度新1年生は、最終学歴における学習成績の評定が全履修科目について、平均して一定以上（5段階評価で3.2以上）であること。2年生以上は、申込時までの看護学校等の成績が一定以上（良以上又はB以上が全履修科目数の50%超）であること。
- (3) 奨学金を受けなければ本人の修学が困難であること。
※保護者の1年間の総所得金額から世帯人数に応じた必要となる経費を差し引いた額が、世帯人数に応じた所得基準額以下となること。（別紙参照）

2 申請書類 (1)から(6)の全ての書類を提出してください。（各1部）

- (1) 看護職員奨学金貸与申請書（様式第8号）
- (2) 看護学校等の学校長等の奨学生推薦書（様式第9号）
- (3) 成績証明書
※令和6年度新1年生は、出身高等学校等で作成してもらってください。
2年生以上は、在学する看護学校で作成してもらってください。
- (4) 看護学校等へ入学することを証する書類(入学前の者に限る。)、又は在学を証する書類
- (5) 申請者本人の保護者(父及び母)等の「源泉徴収票」又は「確定申告書」の写し
- (6) 認定所得額・収入基準額比較表

●申請書は三条市ホームページからもダウンロードできます。

3 提出方法

- (1) 窓口持参
健康づくり課(三条庁舎)、栄サービスセンター 総務グループ(栄庁舎)、下田サービスセンター 総務グループ(下田庁舎)
- (2) 郵送
〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号 三条市役所 健康づくり課 健診係

4 採用の決定及び通知 6月下旬頃文書で通知します。

5 その他

- (1) 採用決定後の手続きについて
採用された方には、奨学金借用証書（様式第10号）、誓約書（様式第11号）、連帯保証人（保護者又はこれに代わる方）1人の印鑑証明書及び口座振替申込書を提出していただきます。
- (2) 奨学金の返還について
 - ・奨学金の返還は、貸与期間終了後1年間据え置き、その後10年以内に全額を年賦又は半年賦により返還していただきます。（無利子）
 - ・奨学金の返還を正当な理由なく怠った場合は、延滞利息が課せられますので注意してください。なお、災害、傷病等により返還が困難な場合は、所定の手続により審査の上、一定期間返還を猶予することがあります。また、本人が死亡又は心身の障がいのため労働能力を失い、返還が困難となった場合は、申請により返還未済額の全額又は一部の返還を免除することがあります。
 - ・貸与を受けた本人が返還をしない場合は、連帯保証人に返還の請求をすることがあります。
- (3) 返還免除制度について
次の条件を全て満たしている場合、返還未済額の返還を免除します。
 - ・看護学校等を卒業し、1年6か月以内に看護職員の免許を取得している。
 - ・看護職員の免許を取得後、直ちに特定医療施設等（県央圏域に所在する病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業所及び市町村）において当該免許をいかした業務であって市長が必要と認めるものに5年以上継続して従事している。
- (4) 連帯保証人への情報提供について
市は、連帯保証人からの請求に基づき、奨学金の返還状況に係る情報を当該連帯保証人に対して提供する場合があります。